

就労継続支援A型

(1) 実施主体

○ 実施主体	<input type="checkbox"/> 就労継続支援A型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該法人は専ら社会福祉事業を行うものであること。 <input type="checkbox"/> 就労継続支援A型を行う者は障害者の雇用の促進等に関する法律第44条に規定する子会社(特例子会社)以外の者でなければならない。
--------	---

(2) 人員に関する基準

① 従業員の員数等	<input type="checkbox"/> 職業指導員及び生活支援員 事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上。 * 利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数とする。 <input type="checkbox"/> 職業指導員 事業所ごとに、1以上。 <input type="checkbox"/> 生活支援員 事業所ごとに、1以上。 <input type="checkbox"/> 職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤の者であること。 <input type="checkbox"/> これらの従業者は専ら当該事業所の職務に従事する者であること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
② サービス管理責任者	<input type="checkbox"/> 利用者の数が60人以下 1人以上 利用者の数が61人以上 利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 * 利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数。 <input type="checkbox"/> 1人以上は常勤の者であること。 <input type="checkbox"/> 利用者60人の範囲であり、共同生活介護・共同生活援助・宿泊型自立訓練のサービス管理責任者又は大規模事業所加配分のサービス管理責任者の兼務。 <input type="checkbox"/> 利用者に対するサービス提供に支障がなく、他の職種を兼務(ただし、兼務した職種の常勤換算に算入不可)
③ 管理者	<input type="checkbox"/> 社会福祉法第19条第1項各号のいずれか(社会福祉主事任用資格)に該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者 又は企業経営の実績を有する者 又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者。 <input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 専ら指定に係る事業所の管理業務に従事する者であること。 <input type="checkbox"/> ただし、就労継続支援A型事業所の管理上支障がない場合は、当該就労継続支援A型事業所の他の職務に従事し、又は当該就労継続支援A型事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。
④ 従たる事業所	<input type="checkbox"/> 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所(主たる事業所)と一体的に管理運営する事業所(従たる事業所)を設置することができる。 <input type="checkbox"/> 従たる事業所の利用定員は10人以上とする。 <input type="checkbox"/> 主たる事業所及び従たる事業所の従業者のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者であること。

(3) 設備に関する基準

<p>① 利用定員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 利用定員 10人以上 <input type="checkbox"/> 雇用契約を締結していない利用者に対して就労継続支援A型を提供する場合における雇用契約を締結している利用者に係る利用定員は、10を下回ってはならない。 <input type="checkbox"/> 雇用契約を締結していない利用者に係る利用定員は、当該就労継続支援A型事業所の利用定員の100分の50または9人を超えてはならない。 <input type="checkbox"/> 雇用契約を締結する利用者と雇用契約を締結しない利用者の作業場所、及び作業内容を明確に区分すること(別棟であることや、施設の別の場所で別の作業を実施していること、勤務表、シフト表は別々に管理すること、誰が見ても明確に区分されている状態であること)。
<p>② 設備及び備品</p>	<p>(構造設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 就労継続支援A型事業所の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。 <p>(設備の基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 就労継続支援A型事業所は訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。ただし他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該就労継続支援A型事業所の効果的な運営を期待できる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。 <input type="checkbox"/> 訓練・作業室 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。 <input type="checkbox"/> 相談室 談話の漏えいを防ぐための間仕切り等の措置を講じること。 <input type="checkbox"/> 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。 <input type="checkbox"/> 便所 利用者の特性に応じたものであること。 <input type="checkbox"/> 多目的室その他の運営上必要な設備。 <input type="checkbox"/> 訓練・作業室は、就労継続支援A型の提供に支障がない場合は、設けないことができる。 <input type="checkbox"/> 相談室と多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は兼用できる。 <input type="checkbox"/> これらの設備は、専ら当該就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。

(3) その他

<p>① 利用者及び職員以外の者の雇用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 利用者及び職員以外の者を就労継続支援A型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。 <ul style="list-style-type: none"> 一 利用定員が10人以上20人以下 利用定員に100分の50を乗じて得た数 二 利用定員が21人以上30人以下 10又は利用定員に100分の40を乗じて得た数のいずれか多い数 三 利用定員が31人以上 12又は利用定員に100分の30を乗じて得た数のいずれか多い数
-------------------------	---